

大規模水害時における住民の自主的広域避難場所の確保支援に関する基本協定

江戸川区（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で共同検討開始の発令基準に該当する風水害が発生するおそれがある場合（以下「大規模水害時」という。）において、甲乙相互間の協力により甲の地域内の住民が宿泊施設を自主的広域避難場所として確保できるよう支援することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条

（1）自主的広域避難場所とは、個人の判断で自主的に確保する江戸川区外の浸水しない避難場所をいう。

（2）共同検討開始とは、江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）による広域避難の検討開始のことをいう。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の公式ホームページ等に乙の宿泊施設等の情報を掲載できるよう協力する。

2 甲及び乙は、前項に基づく乙の宿泊施設等の情報の掲載について、事前に協議の上、準備しておくものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月18日

- 甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区長 齊 藤 猛
- 乙 東京都千代田区平河町二丁目5番5号
東京都ホテル旅館生活衛生同業組合
理事長 工 藤 哲 夫
- 乙 東京都千代田区平河町二丁目5番5号
日本旅館協会東京都支部
支部長 石 井 敏 子
- 乙 東京都千代田区鍛冶町二丁目4番8号
一般社団法人全日本シティホテル連盟
代表理事会長 清 水 嗣 能

大規模水害時における住民の自主的広域避難場所の確保支援に関する基本協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社近畿日本ツーリスト首都圏（以下「乙」という。）との間において、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で共同検討開始の発令基準に該当する風水害が発生するおそれがある場合（以下「大規模水害時」という。）において、甲乙相互間の協力により甲の地域内の住民が宿泊施設を自主的広域避難場所として確保できるよう支援することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条

（1）自主的広域避難場所とは、個人の判断で自主的に確保する江戸川区外の浸水しない避難場所をいう。

（2）共同検討開始とは、江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）による広域避難の検討開始のことをいう。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の公式ホームページ等に乙のインターネット公式宿泊サイトの情報等を掲載できるよう協力する。

2 甲及び乙は、前項に基づく乙のインターネット公式宿泊サイト等の掲載について、事前に協議の上、準備しておくものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月18日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
株式会社近畿日本ツーリスト首都圏
代表取締役社長 大原 浩